

## 戸籍証明書等郵送請求書

請求者	住所	〒 -		
	ふりがな氏名		生年月日	大・昭平・令 年 月 日
	昼間の連絡先	( ) - <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅		
	必要な人からみでの続柄	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母・その他( ) ※請求者が「その他」の場合、正当な理由がないと交付できません。		

必要な戸籍	本籍	福井県三方上中郡若狭町		
	筆頭者氏名	(戸籍の最初に記載されている方で、お亡くなりになっていても変わりません。)	(わかる場合は記入してください)	大・昭平・令 年 月 日
	必要な方の氏名		大・昭平・令 年 月 日	
使用目的	<input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 戸籍の届出(婚姻・離婚・転籍・その他) <input type="checkbox"/> 年金の手続き <input type="checkbox"/> 相続手続 <input type="checkbox"/> その他( )			
必要事項	○相続等で必要な戸籍がわかっている場合にご記入ください。  【例】「〇〇の出生から死亡までの連続した戸籍」「〇〇の死亡の記載のある戸籍」			

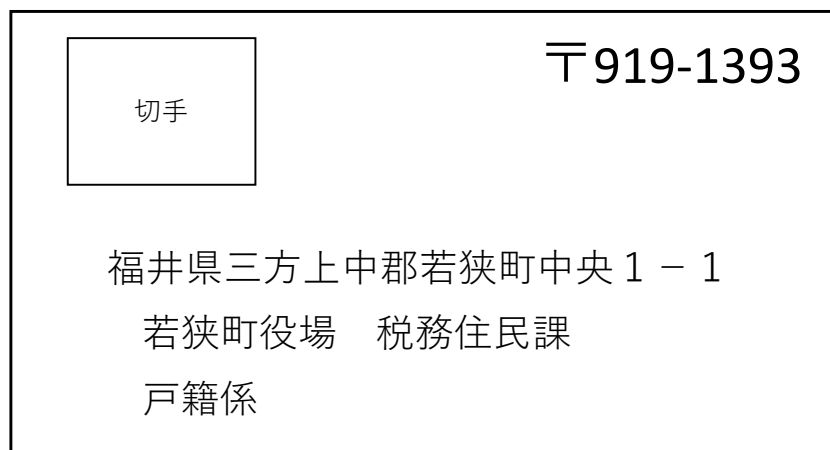
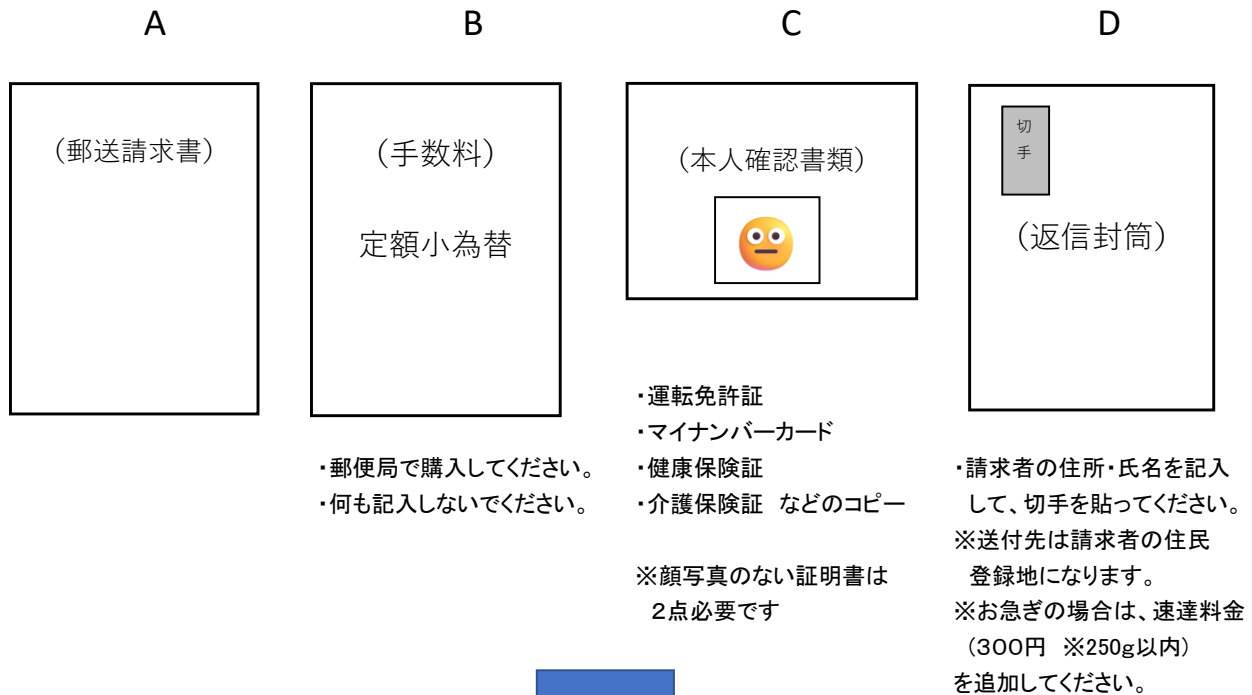
必要な証明書		謄本(全部事項証明書) (記載されている人全員の証明)	抄本(個人事項証明書) (記載されている人の内、一部の人の証明)	手数料 (1通当たり)
1	戸籍	通	通	450円
2	除籍	通	通	750円
3	改製原戸籍	通	通	750円
4	戸籍の附票	通	通	300円
		必要な住所がある場合 ( ) ※必要な場合は☑ (原則、省略です。) <input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人登録情報		
5	身分証明書 ※本人以外の請求は委任状が必要		通	300円
6	独身証明書 ※請求は本人のみ		通	300円
7	その他証明( )		通	お問合せ下さい

**【戸籍証明書等の広域交付について】**

※令和6年3月1日から、これまで本籍地でしか請求できなかった戸籍証明書謄本(上記の表の1~3)が、本籍地以外の市区町村窓口(例:住所地の市町村窓口など)でも請求・発行が可能となりました。郵送請求より便利な場合がありますので、詳細は最寄りの市町村窓口へお問合せください。

## 【郵送による戸籍等の請求方法】

※次のA～Dを封筒に入れ、若狭町役場へ請求してください。



※代理人が請求する場合、委任状が必要になるのに加えて、代理人の本人確認書類の写しを同封してください。

※「請求者」と「必要な人」の関係が若狭町の戸籍で確認できない場合、関係を証明できる戸籍謄本のコピーを送付してください。

※偽り、その他不正な手段で交付を受けた場合は過料に処されます。

【お問い合わせ】 若狭町役場 税務住民課 TEL:0770-45-9106